

汚染土仮置き 解消遠く

東京電力福島第1原発事故に伴う福島県内の除染で出た汚染土壌を保管する中間貯蔵施設が28日、本格稼働した。汚染土は県内各地に仮置きされており、本格貯蔵開始でこうした状態の解消が期待されるが、時間を要するのは必至。また最終処分場も未定のまま、地元では、中間貯蔵施設がなし崩し的に最終処分場になるのではないかと、この疑念が消えない。

(1面に関連記事)

中間貯蔵 本格稼働



報道陣に公開された土壌貯蔵施設。ベルトコンベヤーを使って、施設に除染土が搬入された＝福島県大熊町大沢

帰還進まぬ 一因

「いつか運びだされるといふこととに希望を持つしかない」。福島県葛尾村議会議長杉本直信さん(57)が淡々と話した。自宅前の田畑計1畝は現在、仮置き場になっている。

28日に中間貯蔵施設で本格貯蔵が始まったが、稼働したのはごく一部。県内各地には計1300万立方メートル以上の汚染土などが仮置きされており、早期解消のめどが立ったわけではない。

葛尾村は昨年6月に大部分で避難指示が解除された。しかし今月1日時点で、避難解除の対象は1300人なのに対し帰還したのは187人。そのうち65歳以上が120人を占める。

帰還が進まない理由の一つが、汚染土だ。村の仮置き場には、汚

最終処分場化なお懸念

染土が入った黒い袋が積み重なり、放射線への不安が帰還をためらわしている。杉本さんは仮置きが解消され、将来の村を担う子育て世代が帰還することに「期待は持っている」と話した。

国へ強い不信感

政府は中間貯蔵施設に貯蔵された廃棄物を2045年3月までに県外に運び出す方針。28日に現

地を視察した伊藤忠彦環境副大臣は県外最終処分場の理由を「県民が過重な負担を負っていることを勘案した」と説明した。しかし中間貯蔵施設の建設が進む福島県双葉

町と大熊町では「中間貯蔵ではなく、最終処分を押し付けられるのではないかと」の疑念が渦巻く。

「福島復興のために」。地権者らは思い出あふれる故郷である大事な土地を手放したり、貸し出したりした。だが最終処分場の選定を巡る議論さえ始まっていないのが実情で、地権者の間で国への不信感は根強い。

地権者有志の団体「30年中間貯蔵施設地権者会」の門馬好春事務局長(60)は「県外の最終処分場に向けた取り組みに一日も早く着手することが環境省の使命だ」と強調する。

28日に本格貯蔵を見届けた大熊町議会の鈴木光一議長は、居並ぶ伊藤副大臣ら環境省幹部にきき割を終える約束がなされている

中間貯蔵施設を巡る主な経過 (肩書は当時)

2011年3月11日	東日本大震災、東京電力福島第1原発事故
8月27日	菅直人首相が福島県の佐藤雄平知事に中間貯蔵施設の設置要請
13年12月14日	石原伸晃環境相らが第1原発の周囲などを国有化して建設する計画を提示
14年6月16日	石原氏が「最後は金目」と発言し騒ぎに
8月30日	佐藤知事が建設受け入れを正式表明
11月19日	福島県外で30年以内に最終処分などと明記した改正法が成立
15年2月3日	建設予定地で保管場の整備開始
24日	福島県の内堀雅雄知事が廃棄物搬入受け入れを表明
25日	環境省と福島県、地元2町が安全協定締結
3月13日	保管場への廃棄物搬入を開始
16年11月15日	本体施設の工事を開始
17年6月7日	「受け入れ・分別施設」の試運転開始
10月28日	「土壌貯蔵施設」の運用開始。中間貯蔵施設が本格稼働